

第 3 編

委任、請訓、進達及び専決範囲

第3編 委任、請訓、進達及び専決範囲

第1章 総則	1
第1節 進達	1
第2節 請訓	1
第3節 上申	1
第4節 進達、請訓又は上申に際しての留意点	1
第1 地方局長の対応	1
第2章 該当案件	2
第1節 進達	2
第1 特別永住許可に関するもの	2
第2 在留カードの交付に関するもの	3
第3 特別永住者証明書の交付に関するもの	3
第4 公示送達に関するもの	4
第5 報告徴収等に関するもの	4
第6 改善命令に関するもの	4
第7 登録支援機関の登録に関するもの	4
第8 登録支援機関の取消し	4
第2節 請訓	4
第3節 上申	5
第4節 その他	6
第3章 支局長及び出張所長の専決範囲	6
第1節 総則	6
第2節 上陸審査	7
第1 支局長の専決範囲	7
第2 出張所長の専決範囲	7
第3節 入国事前審査	7
第1 支局長の専決範囲	8
第2 監理官たる出張所長の専決範囲	8
第3 首席審査官たる出張所長の専決範囲	8
第4 統括審査官たる出張所長の専決範囲	8

第4節	在留審査	8
第1	支局長の専決範囲	8
第2	監理官たる出張所長の専決範囲	8
第3	首席審査官たる出張所長の専決範囲	8
第4	統括審査官たる出張所長の専決範囲	9
第5節	在留カードの再交付申請命令	10
第1	支局長の専決範囲	10
第2	出張所長の専決範囲	10